

NITE化学物質管理センターの役割 について

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター
所長 坂口 正之

化学物質総合管理におけるNITEの役割

化学物質審査規制法 (化審法) 関連業務

化審法施行支援
化審法関連情報の収集・解析

化学物質のリスク評価・ 管理業務

化学物質のリスク評価等
リスク評価手法等の調査と手法開発

科学的知見に基づく
技術、情報の集約、発信

化学物質排出把握管理促進法 (化管法) 関連業務

化管法施行支援
化管法関連情報の収集・解析

化学物質総合管理情報の 整備・提供業務

化学物質の有害性等の情報の整備提供
化学物質のリスク等に係る相互理解のための
情報の整備提供

法施行支援

化学物質管理情報提供
有害性情報
リスク評価情報等

化学物質
管理支援

行政

法令整備・施行
化学物質管理

国民

化学物質に関する
正しい理解

事業者

法令遵守
自主管理

相互理解

化学物質審査規制法関連業務

化学物質審査規制法(化審法)とは

化学物質審査規制法 / 化審法(かしんほう)

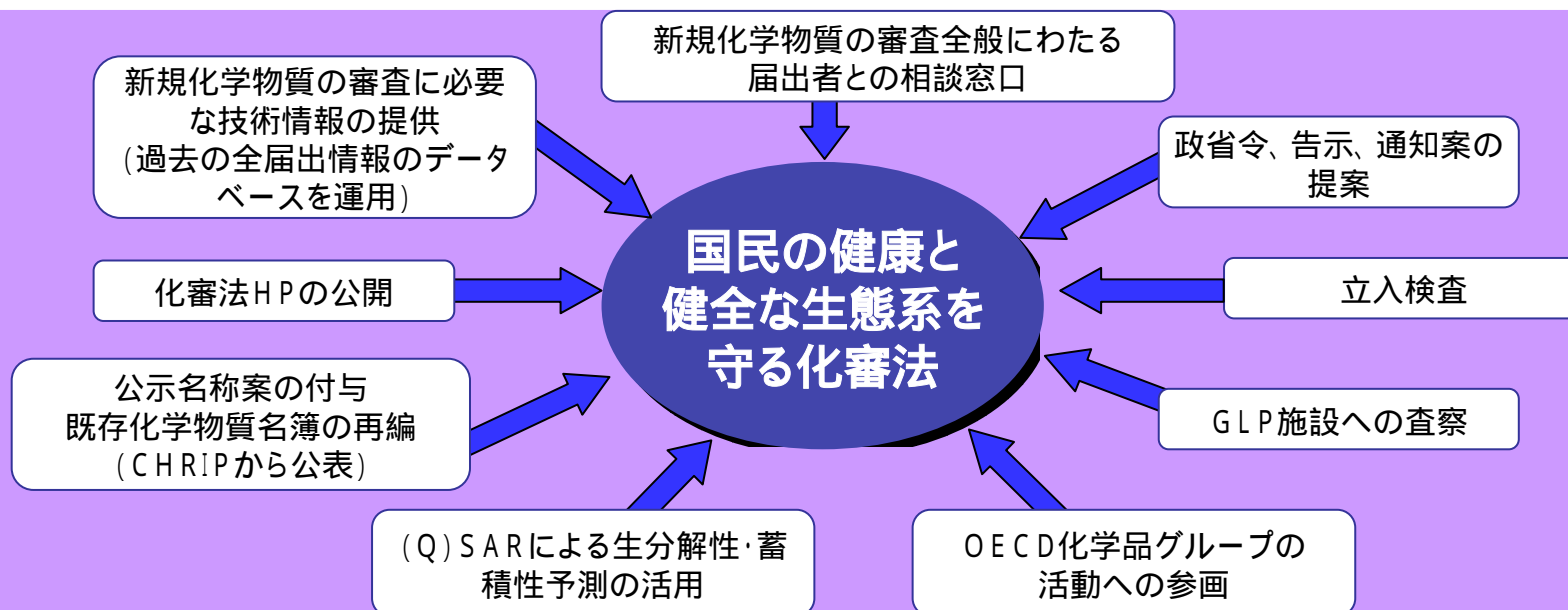
目的：人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質を製造・輸入する際にその安全性を事前審査するとともに、製造、輸入、使用などを規制することとしています。

化審法は大きく分けて、新規化学物質の事前審査制度と化学物質の性状等に応じた規制の2つの部分からなります。

nite化学物質管理センターでは、化審法の適正な運用を確保するため、厚生労働省、経済産業省及び環境省が行う法施行業務について、技術的な面からサポートしています。

niteの役割

化審法の施行を多面的にサポート



化審法に関するHPはこちら

<http://www.safe.nite.go.jp/kasin.html>

化学物質排出把握管理促進法関連業務

化学物質排出把握管理促進法(化管法)とは

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を進め、環境保全上の支障を未然に防止することを目的としており、PRTR制度とMSDS制度を柱としています。

PRTR制度

事業者が、化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれての移動量を自ら把握して届け出る制度。対象物質は、354物質が指定されています。

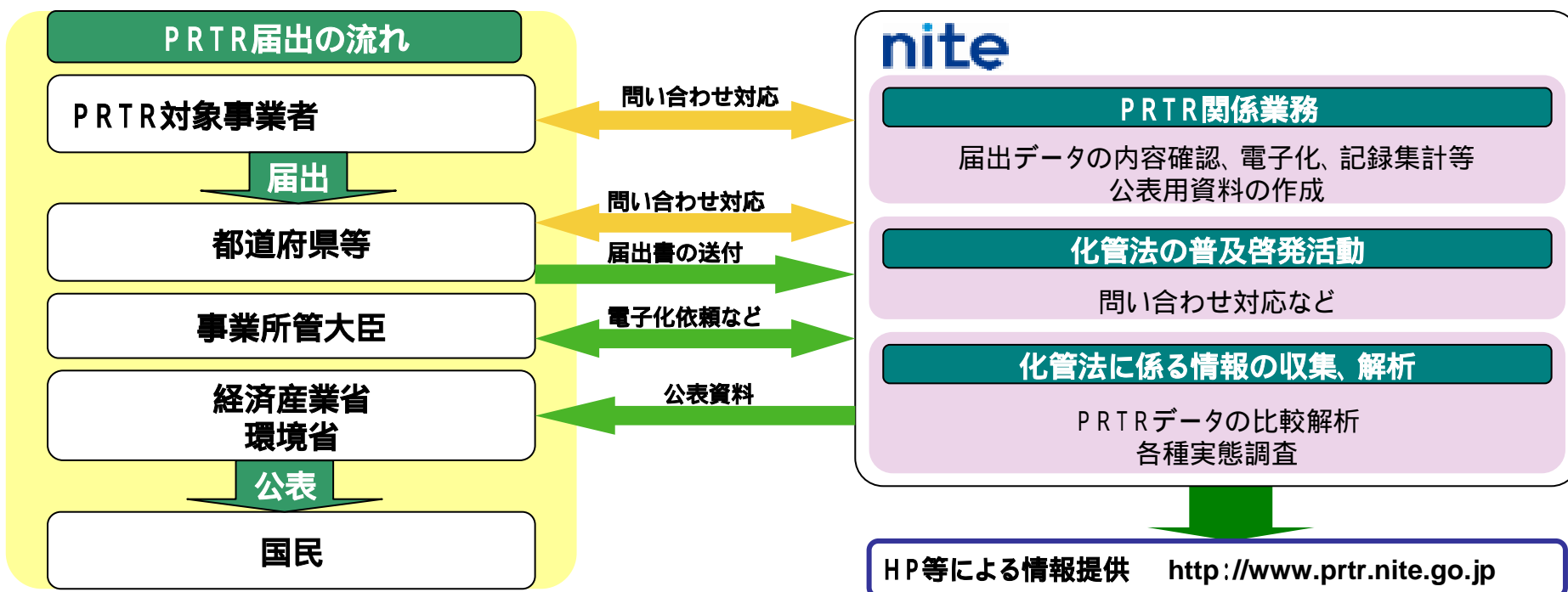
MSDS制度

事業者が化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際に、その化学物質の性状や取扱いに関する情報の提供を義務づける制度。対象物質は、PRTR制度の対象物質(354物質)に加えて、81物質(合計435物質)が指定されています。

niteの役割

化管法の施行を支援

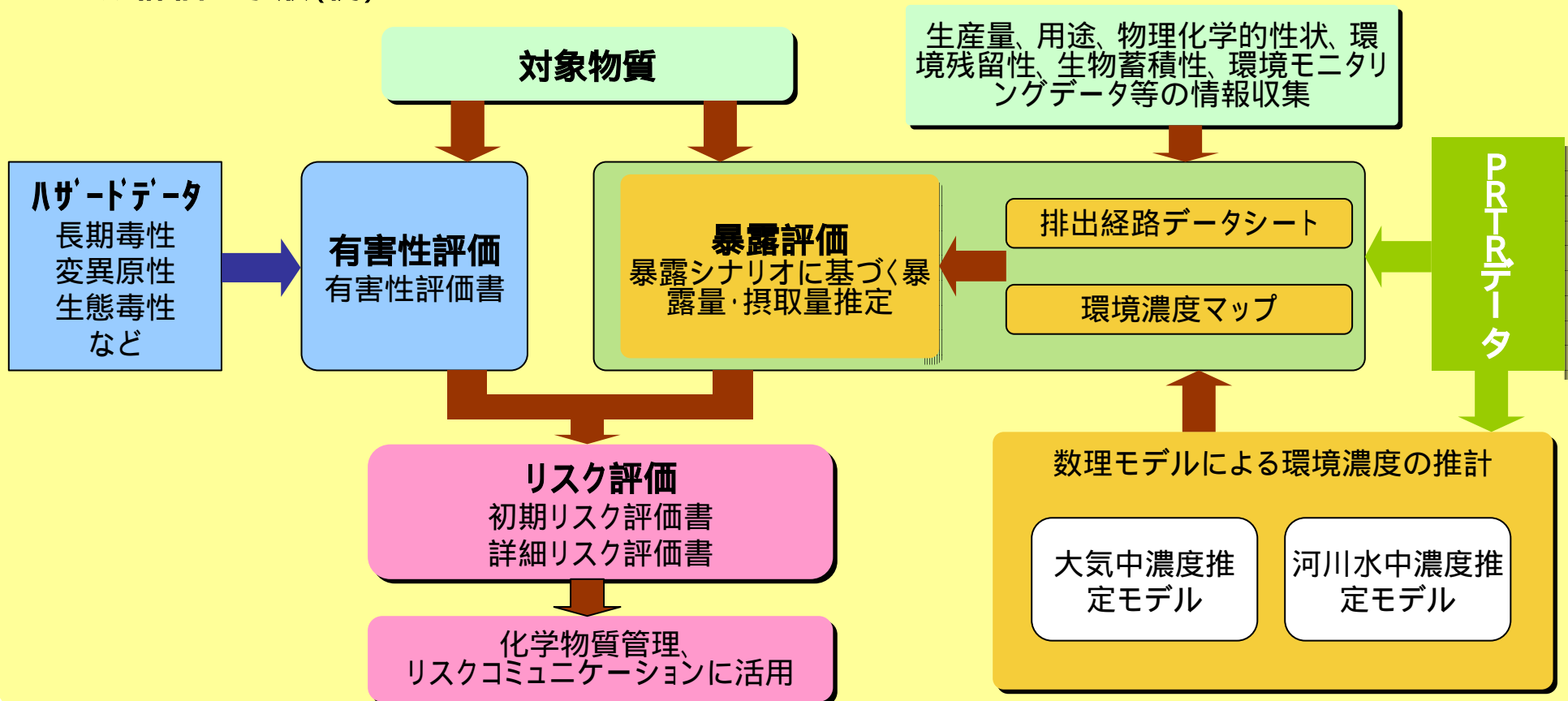
PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国唯一の機関として、化管法が円滑に施行できるように、以下のような業務を行っています。



niteの役割

様々な情報を用いて化学物質のリスクを評価しています。
リスク評価に関係する情報を調査、整理し、リスク評価の手法について検討を行っています。

リスク評価の手順(例)



化学物質総合管理情報の整備・提供業務

化学物質の有害性等の情報の整備提供

化学物質の評価と管理に必要な情報を収載した化学物質総合情報提供システム(CHRIP)を整備し、インターネットを通じて無料公開。 < <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html> >

CHRIP (Chemical Risk Information Platform) とは

国内外の法規制の対象物質などを中心に延べ約20万項目の情報を収載。
リスク管理の観点から優先的にデータを整備すべき約4000物質について、集中的にデータを整備。

CHRIPを構成するシステム

化学物質総合検索システム

化学物質の名称、CAS番号等をキーワードとして、その法規制情報や有害性情報等を検索できるシステム

収載している情報

化学物質の名称、CAS番号、化審法既存番号等
国内及び海外法規制情報
物理化学的性状(沸点、融点、蒸気圧など)情報

有害性(発がん性、作業環境許容濃度など)情報
暴露情報(製造輸入量、PRTRデータ、環境モニタリングデータ)
リスク評価等の情報

PRTR制度対象物質データベース
既存化学物質安全性点検データ(分解性・蓄積性)

化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

「化学物質と上手に付き合うには」のホームページサイトにより、一般市民向けのリスク解説や身の回りの製品に含まれる化学物質情報等を提供。また、事業者向けにリスクコミュニケーション事例の紹介などを実施。

< <http://www.safe.nite.go.jp/management/index.html> >

容量分析用標準物質関連業務

依頼に応じて日本工業規格(JIS K 8005)に規定する容量分析用標準物質の純度確定を行うとともに、その純度確定に必要な基準物質について、精密電量滴定法等による純度測定法を開発しています。

容量分析用標準物質は、JISその他の公定規格並びに試験研究用標準物質として広範囲に使用されています。

(1)容量分析用標準物質は容量分析の基準となるもので、JIS K8005に11種類規定されていますが、NITEは、依頼検査により純度を確定して供給に貢献しています。

二クロム酸カリウム 塩化ナトリウム アミド硫酸 ふっ化ナトリウム 炭酸ナトリウム
よう素酸カリウム しゅう酸ナトリウム 亜鉛 銅 フタル酸水素カリウム 酸化ひ素()

(2)容量分析用標準物質の信頼性確保のためにSI単位へのトレーサビリティの確保が重要であり、基準物質の純度測定法の開発を継続して実施しています。

質量 電流 時間 温度 長さ 光度 物質質量



精密電量滴定^(注)

(注)ファラデーの法則に基づく一次標準測定法のひとつ。反応の終点までに消費した電気量と試料の質量から試料の純度を直接算出。